

8月の無料相談

※祝日を除く

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 13:30~16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)	
司法書士相談	12日(水) 13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	20日(木) 13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関する事(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	14日(金) 13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	5日(水) 13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関する事(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	19日(水) 13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
税務相談	5日(水)、11日(火)、18日(火) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関する事(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども相談課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日 9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日 9:00~17:00	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関する事(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日 10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談) 9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関する事(県委嘱相談員、弁護士)	
人権相談	月~金曜日 8:30~17:15	水戸地方法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	4日(火) 14:30~16:30	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関する事(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
	21日(金) 14:00~16:00			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日 11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		8日(土) 10:00~14:40		
	一般相談	14日(金)、28日(金) 13:00~16:00		家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センター ぐらしの豆知識

消費生活センター(☎823・3928)

SNSでネット通販

1回だけのつもりが定期購入に!?

《事例》

スマートフォンでSNSの広告を見て、5000円のダイエツトサプリメントを注文し、商品と一緒に送られてきたコンビニ用振込用紙で代金を支払った。2週間後、また商品が届いたので販売業者に連絡したところ、「定期購入なので、商品を5回受け取らないと解約できない」と言われた。2回目以降は、毎月5000円以上もかかる定期購入コースだと分かっていたら申し込まなかった。

《アドバイス》

SNSなどの広告を見て、通常より大幅に安い価格にひかれ、「1回だけ」のもりでサプリメントや化粧品などを購入したところ、実際は複数回買わなければいけない定期購入が条件だったという相談が寄せられています。

商品注文する際には、目立つように表示されている「初回5000円」、「初回実質0円(送料のみ)」といった価格などだけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額など、契約内容をよく確認しましょう。

「いつでも解約可能」という場合でも、解約に当たって「次回発送日の○日前までに申し出が必要」のように、申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要があるなど、条件が定められているケースも見られます。

商品注文する前に、契約内容をしっかりと確認することが大切です。不安なときは、消費生活センターにご相談ください。